

# ◆インフルエンザの出席停止期間についてお知らせ◆

保存版

尼崎市立名和小学校  
校長 石塚 和之

・「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」・・・登校不可となります。

\* 学校保健安全法施行規則第19条（2012年4月1日改正）より

- ・下記の例を参考にして、インフルエンザの出席停止期間を確認してください。  
蔓延防止のためにも、よろしく願いいたします。

基本  
発症後5日を経過するまでは解熱していても出席停止です。

例1：発症後2日目に解熱した場合

	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後			
例 1	発症 (この日は数えない)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 なので 登校不可	登校可能			

例2：発症後4日目に解熱した場合

	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目		
例 2	発症 (この日は数えない)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	

解熱した日によって出席停止期間は延期されるので注意してください。

★お子さんのインフルエンザの状況をあてはめて、出席停止期間を確認してください。

	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 日目	発症後 日目
	発症 日 ( )	日 ( )	日 ( )	日 ( )	日 ( )	日 ( )	日 ( )		

ご家庭用の記録としてご使用ください。  
(病院用ではありません)